

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年2月25日提出
【計算期間】	第1期(自 2019年10月30日至 2020年11月25日)
【ファンド名】	S m a r t - i 先進国株式ESGインデックス
【発行者名】	りそなアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西岡 明彦
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【事務連絡者氏名】	塚田 光子
【連絡場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【電話番号】	03-6704-3821
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ 指数(配当込 み、円換算ベ ース))
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券(株 式一般))	その他 ( )	中南米			
		アフリカ			
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

#### <商品分類の定義>

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分の定義>

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

1

## 日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(配当込み、円換算ベース)\*の動きに連動する投資成果を目指します。

\* [MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(配当込み、円換算ベース)]は、MSCI Inc.が開発したMSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(米ドルベース)は、日本を除く世界の先進国の株式から、相対的にESG評価の高い銘柄を選定することで構築される指数で、配当を考慮したものです。

2

## RAM先進国株式ESGマザーファンドを通じて、金融商品取引所に上場、または店頭登録されている\*日本を除く先進国の株式\*\*のうち、MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(配当込み、円換算ベース)に採用されている株式への投資を行います。

- MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、先進国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)、海外の金融商品取引所に上場されている株価指数先物取引を活用することがあります。

\* 上場予定、店頭登録予定を含みます。

\*\*DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

3

## 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

4

## 購入時手数料のないノーロード型のファンドです。

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

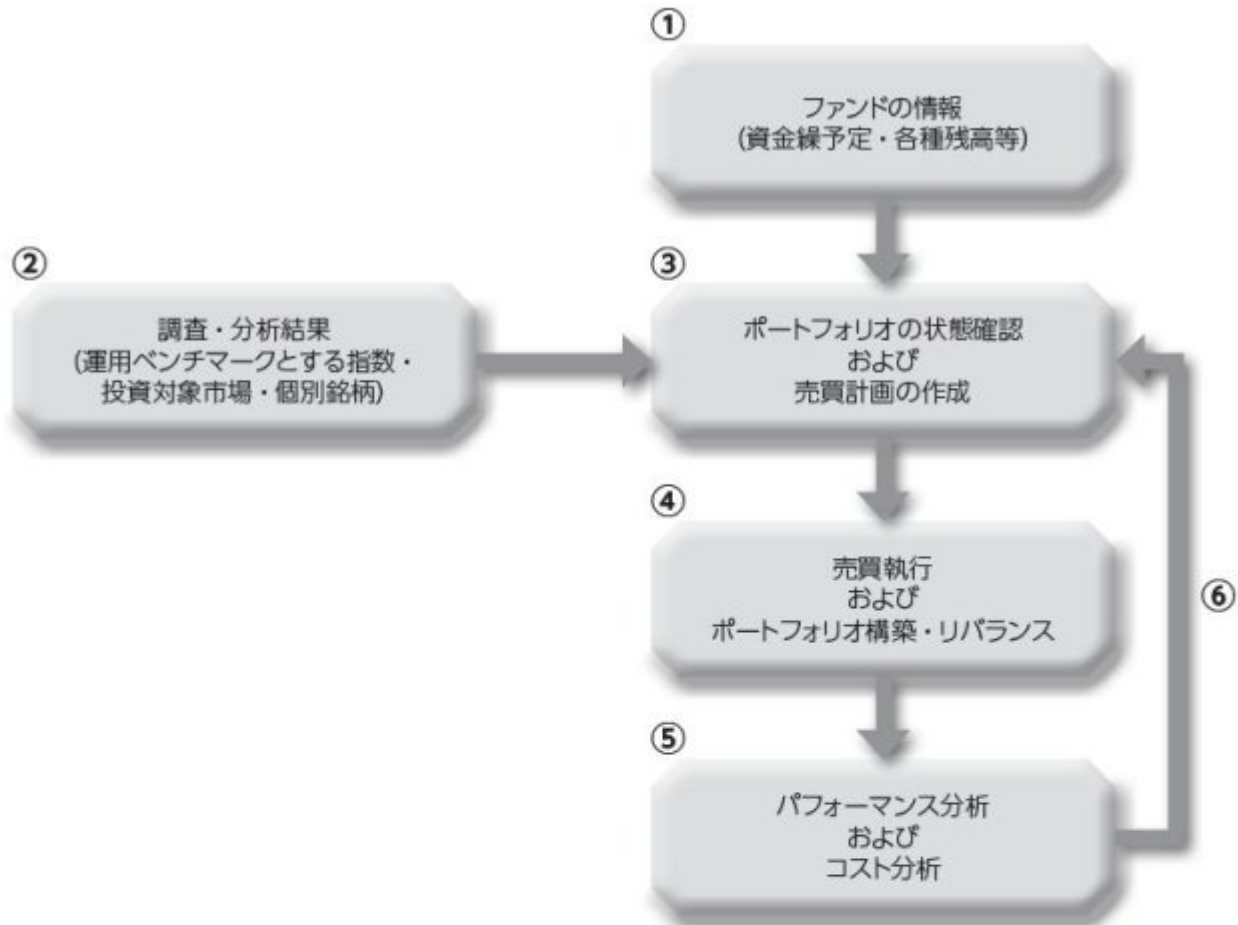
### ESGとは

[ESG]とは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字を取ったものです。

ESG評価の高い企業は、持続的な企業価値の向上が期待されています。

ESG投資は、従来の財務情報に加え、非財務情報であるESGの評価を重視して銘柄選別を行う運用手法です。

## ■ 運用プロセスのイメージ



- ① 設定・解約による資金線予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ② 運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③ 各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④ 売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤ 運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥ 上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## ■ 分配方針

原則、毎年11月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保金は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

「MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCI Inc. が開発したMSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(米ドルベース)は、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc. に帰属します。

### 信託金限度額

- ・ 3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### (2) 【ファンドの沿革】

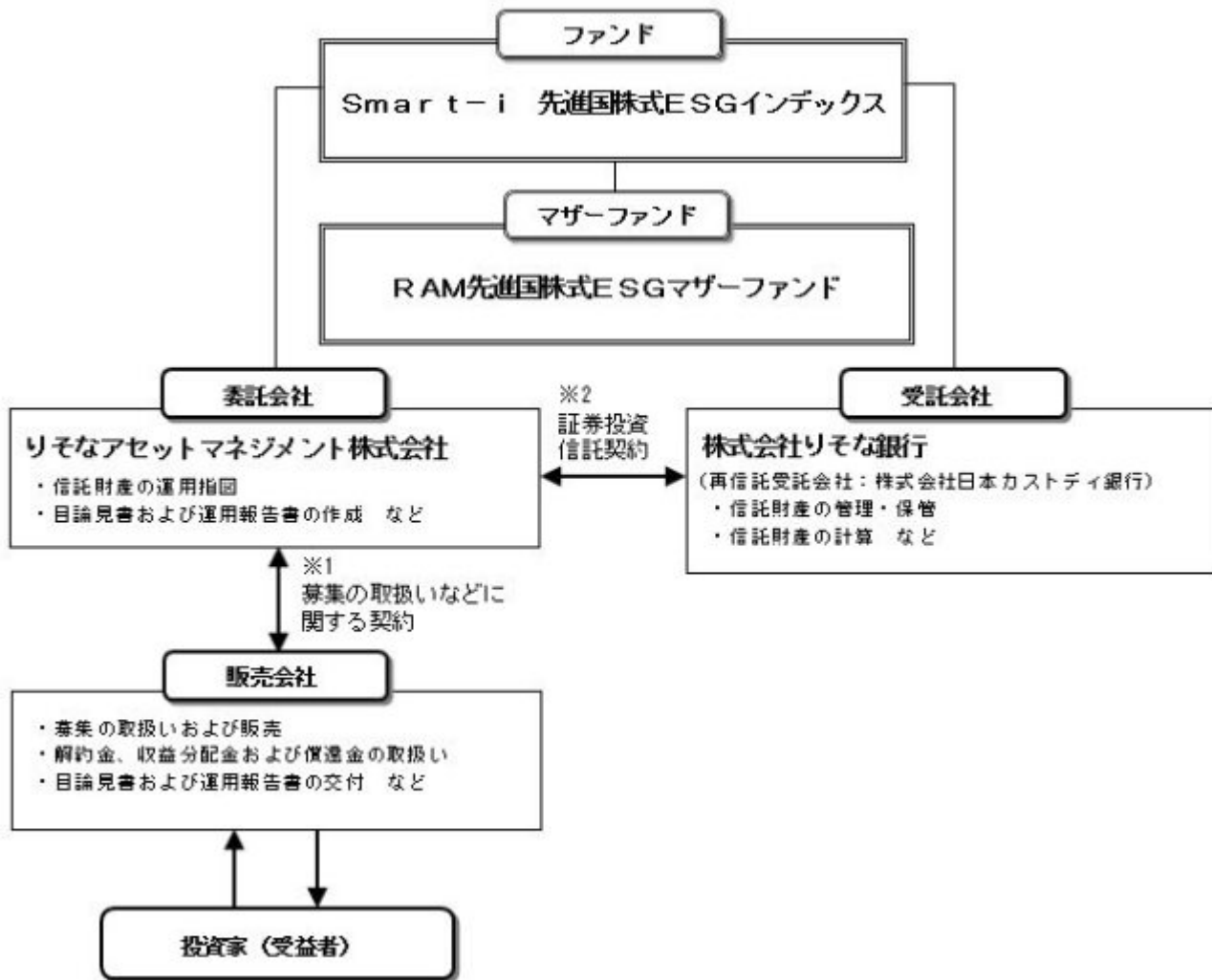
2019年10月30日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2020年11月末現在）

- 1) 資本金  
1,000百万円
- 2) 沿革  
2015年8月3日： りそなアセットマネジメント株式会社設立  
2020年1月1日： 株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、金融商品取引所に上場または店頭登録（上場予定および店頭登録予定を含みます。）されている日本を除く先進国の株式<sup>\*</sup>のうち、MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式に投資し、MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）の動きに

連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、先進国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)、海外の金融商品取引所に上場されている株価指数先物取引を活用することがあります。

\*DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

## (2)【投資対象】

RAM先進国株式ESGマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式等に直接投資することがあります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。)
  - ハ) 約束手形(イ)に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ニ) 金銭債権(イ)、ロ)およびハ)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RAM先進国株式ESGマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

す。)

- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

#### 《参考情報》

投資対象とするマザーファンドの概要

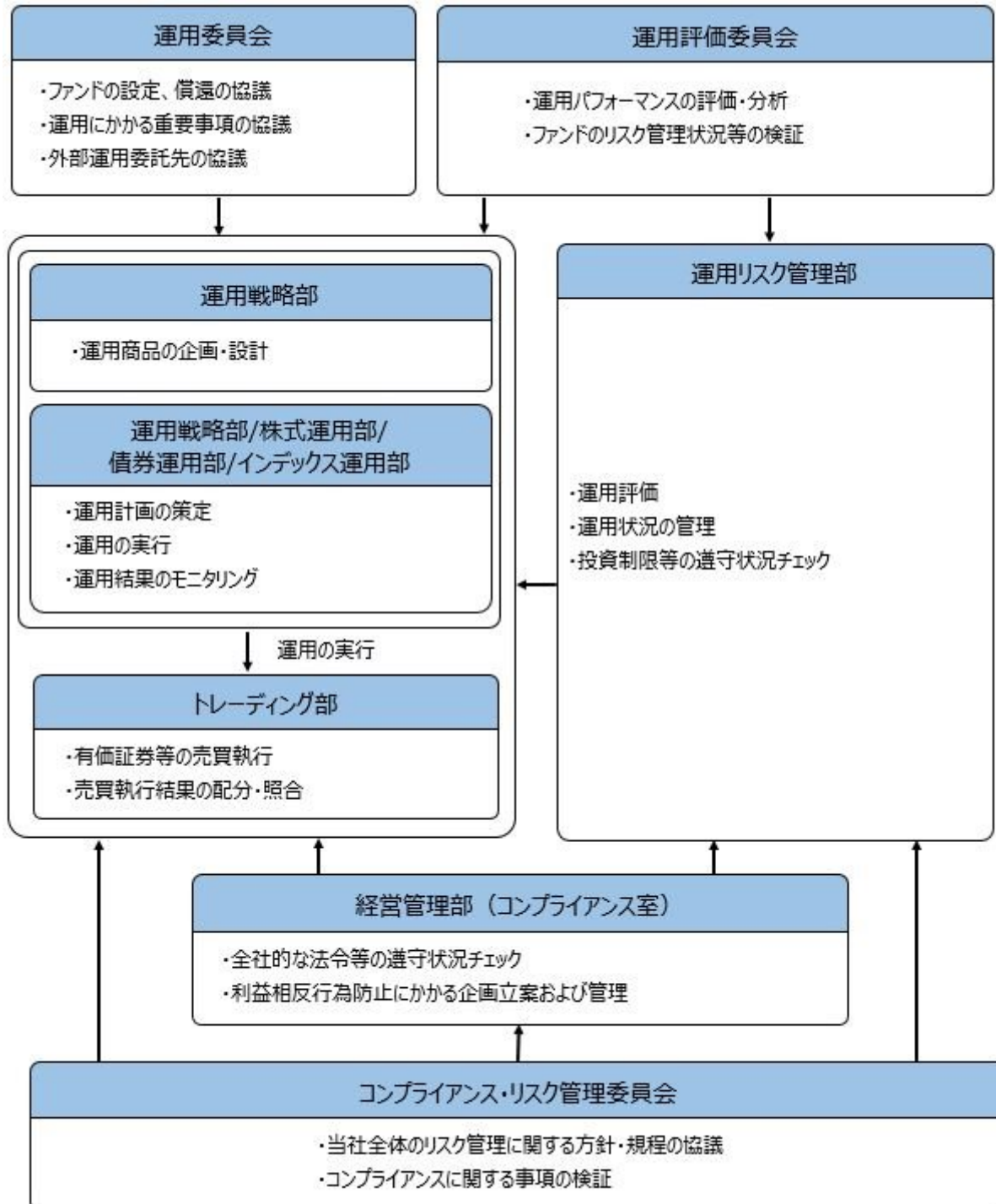
< RAM先進国株式ESGマザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSCI - KOKUSAI ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	金融商品取引所上場または店頭登録（上場予定および店頭登録予定を含みます。）されている日本を除く先進国の株式 <sup>*</sup> のうち、MSCI - KOKUSAI ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。 <sup>*</sup> DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

投資方針	<p>主として、金融商品取引所に上場または店頭登録（上場予定および店頭登録予定を含みます。）されている日本を除く先進国の株式のうち、MSCI-KOKUSA ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式に投資し、MSCI-KOKUSA ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCI-KOKUSA ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、海外の金融商品取引所に上場されている株価指数先物取引を活用することがあります。</p> <p>株式（ETF（上場投資信託証券）、株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年11月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

## （3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



運用委員会は5名程度、運用評価委員会は5名程度、コンプライアンス・リスク管理委員会は3名程度で構成されています。

りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うと共に運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

上記の運用体制は、2020年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### （４）【配分方針】

##### 収益配分方針

原則として毎決算時に以下の収益配分方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。  
委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

##### 収益分配金の支払い

###### <分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

###### <分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### （５）【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
  1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
  1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
    - ロ) 株式分割により取得する株券
    - ハ) 有償増資により取得する株券
    - ニ) 売出しにより取得する株券

- ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(ホ)に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

#### 10) 先物取引等の運用指図

1. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。
2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 11) スワップ取引の運用指図

1. 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## 15) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## 16) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

## 3【投資リスク】

## (1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

## 市場リスク

## ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

## ・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

## 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

## 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下



落する要因となります。

#### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### （その他の留意点）

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
- ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

#### （２）リスク管理体制

##### 委託会社における投資リスクに対する管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

運用評価委員会は、運用実績および主な投資制限等の遵守状況や運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。

運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

上記体制は2020年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 【参考情報】

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

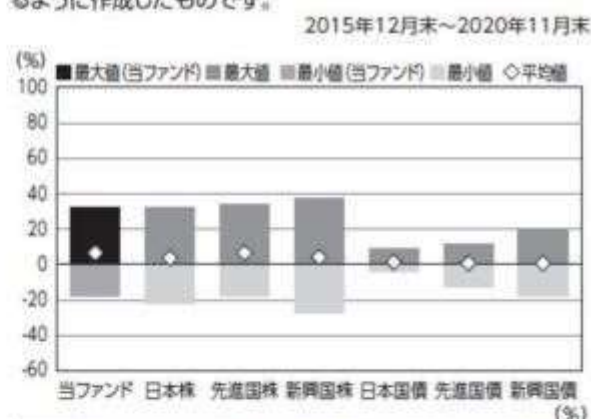


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2015年12月から2020年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2020年9月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	32.3	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	△17.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	6.6	3.7	6.6	4.2	1.5	0.8	0.8

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2015年12月から2020年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)  
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の訴訟について、何らの責任も負いません。

## 東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

ありません。

## (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.286%（税抜0.26%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.12%	0.12%	0.02%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

### （４）【その他の手数料等】

監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。また、外貨建資産の保管等に要する費用は海外の保管機関に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。

その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができません（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）。

これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

### 確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されません。

### 確定拠出年金でない場合

#### 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

<sup>\*</sup>解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。なお、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

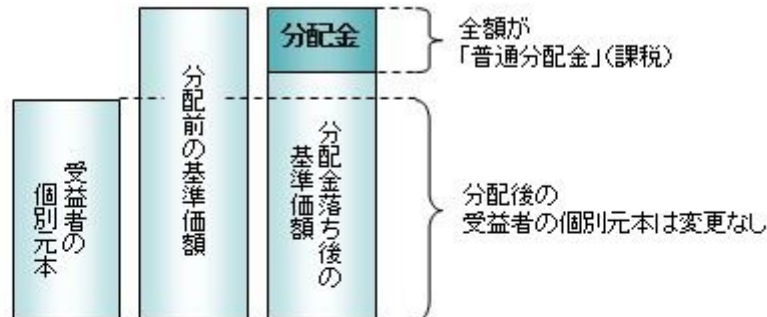
1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

## 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

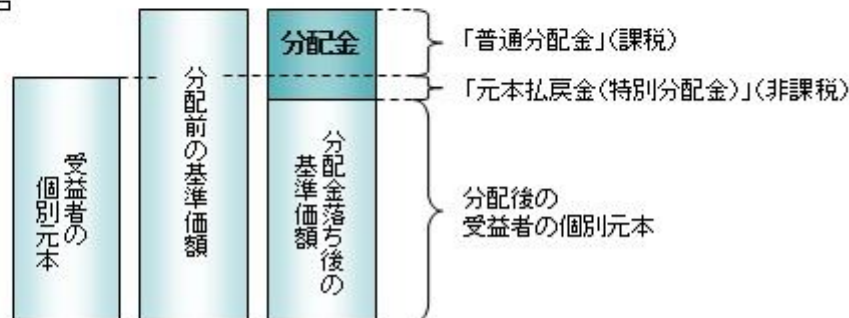
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

## イ) の場合



## ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年11月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## 【Smart-i 先進国株式ESGインデックス】

以下の運用状況は2020年11月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	332,880,760	99.92
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		281,639	0.08
合計(純資産総額)		333,162,399	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RAM先進国株式ESGマザーファンド	302,866,673	1.1009	333,454,339	1.0991	332,880,760	99.92

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.92
合計	99.92

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2020年11月25日)	329	329	1.0975	1.0975
2019年11月末日	103		1.0363	
12月末日	105		1.0583	
2020年1月末日	111		1.0623	
2月末日	107		0.9869	
3月末日	103		0.8393	
4月末日	139		0.9176	
5月末日	134		0.9552	
6月末日	153		0.9644	
7月末日	169		0.9908	
8月末日	199		1.0612	
9月末日	222		1.0182	
10月末日	261		0.9818	
11月末日	333		1.0955	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年10月30日～2020年11月25日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2019年10月30日～2020年11月25日	9.75

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2019年10月30日～2020年11月25日	382,424,691	82,523,936

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## （参考）

## R A M先進国株式E S Gマザーファンド

以下の運用状況は2020年11月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	632,515,914	57.62
	カナダ	39,562,186	3.60
	ドイツ	30,866,682	2.81
	イタリア	6,255,454	0.57
	フランス	33,189,284	3.02
	オランダ	24,038,325	2.19
	スペイン	9,207,531	0.84
	ベルギー	2,333,711	0.21
	オーストリア	732,747	0.07
	ルクセンブルク	280,449	0.03
	フィンランド	3,198,427	0.29

	アイルランド	26,237,252	2.39
	ポルトガル	1,076,071	0.10
	イギリス	33,961,714	3.09
	スイス	32,516,232	2.96
	スウェーデン	11,063,843	1.01
	ノルウェー	2,353,248	0.21
	デンマーク	12,162,914	1.11
	ケイマン	128,221	0.01
	リベリア	507,897	0.05
	オーストラリア	21,336,235	1.94
	バミューダ	2,744,377	0.25
	ニュージーランド	1,123,172	0.10
	香港	6,033,802	0.55
	シンガポール	4,423,834	0.40
	イスラエル	643,662	0.06
	キュラソー	1,377,507	0.13
	ジャージー	3,866,134	0.35
	小計	943,736,825	85.96
新株予約権証券	スイス	11,432	0.00
投資証券	アメリカ	18,355,939	1.67
	カナダ	129,012	0.01
	フランス	856,236	0.08
	イギリス	1,122,777	0.10
	オーストラリア	2,319,357	0.21
	シンガポール	502,192	0.05
	小計	23,285,513	2.12
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		130,784,068	11.91
合計(純資産総額)		1,097,817,838	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	18,889,794	1.72
	買建	ドイツ	4,885,646	0.45

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		720,570	0.07
	売建		103,285,970	9.41

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産



## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2,962	22,217.91	65,809,466	22,360.24	66,231,045	6.03
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	125	183,768.94	22,971,118	186,294.51	23,286,814	2.12
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	124	183,251.57	22,723,195	185,653.50	23,021,035	2.10
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	306	57,698.42	17,655,719	60,854.60	18,621,510	1.70
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,084	14,946.65	16,202,173	14,960.15	16,216,813	1.48
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	695	21,783.65	15,139,640	21,920.78	15,234,949	1.39
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	1,018	14,369.02	14,627,668	14,400.19	14,659,396	1.34
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	253	53,847.22	13,623,348	55,108.45	13,942,438	1.27
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	369	35,570.89	13,125,661	35,225.98	12,998,387	1.18
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	444	28,394.17	12,607,014	28,672.60	12,730,635	1.16
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	748	15,738.29	11,772,245	15,285.33	11,433,431	1.04
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	1,709	6,299.88	10,766,511	6,293.65	10,755,858	0.98
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	289	34,554.23	9,986,174	34,778.42	10,050,965	0.92
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	199	48,069.90	9,565,911	49,558.64	9,862,171	0.90
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	371	27,098.66	10,053,606	25,726.28	9,544,450	0.87
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	1,687	5,529.02	9,327,466	5,475.00	9,236,330	0.84
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,041	8,325.74	8,667,100	8,296.65	8,636,818	0.79
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	574	14,963.27	8,588,921	15,022.49	8,622,912	0.79
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	1,740	4,883.86	8,497,932	4,929.58	8,577,470	0.78
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	175	44,639.98	7,811,997	45,566.61	7,974,157	0.73

アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	729	10,800.40	7,873,495	10,897.02	7,943,929	0.72
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,756	4,426.75	7,773,378	4,436.10	7,789,797	0.71
アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	516	13,993.98	7,220,895	13,947.23	7,196,772	0.66
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	309	22,825.67	7,053,133	22,682.30	7,008,832	0.64
アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	264	25,972.50	6,856,740	25,984.96	6,860,031	0.62
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	377	16,554.87	6,241,187	16,517.47	6,227,087	0.57
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	934	6,567.92	6,134,443	6,550.26	6,117,947	0.56
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	282	21,681.84	6,114,280	21,363.93	6,024,631	0.55
アイルランド	株式	LINDE PLC	素材	218	26,612.46	5,801,517	26,744.40	5,830,280	0.53
アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	243	22,903.58	5,565,572	23,355.51	5,675,389	0.52

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	2.52
		素材	4.28
		資本財	5.50
		商業・専門サービス	1.05
		運輸	2.36
		自動車・自動車部品	2.17
		耐久消費財・アパレル	2.25
		消費者サービス	1.66
		メディア・娯楽	6.05
		小売	4.38
		食品・生活必需品小売り	0.66
		食品・飲料・タバコ	2.52
		家庭用品・パーソナル用品	3.56
		ヘルスケア機器・サービス	3.47
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.65
		銀行	4.35
各種金融	3.93		
保険	3.91		

		不動産	0.27
		ソフトウェア・サービス	13.48
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.07
		電気通信サービス	1.78
		公益事業	3.19
		半導体・半導体製造装置	3.91
新株予約権証券			0.00
投資証券			2.12
合 計			88.09

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500MIC2012	買建	10	米ドル	181,635	18,870,060	181,825	18,889,794	1.72
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	STX E6002012	買建	2	ユーロ	39,180	4,873,208	39,280	4,885,646	0.45

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	ニュージーランドドル	買建	6,000.00	438,666	438,600	0.04
	イスラエルシュケル	買建	9,000.00	282,150	281,970	0.03
	米ドル	売建	760,000.00	78,948,800	78,948,800	7.19
	カナダドル	売建	27,000.00	2,158,542	2,158,380	0.20
	ユーロ	売建	101,000.00	12,560,966	12,562,380	1.14
	英ポンド	売建	15,000.00	2,078,025	2,078,100	0.19
	スイスフラン	売建	15,000.00	1,724,430	1,724,550	0.16
	スウェーデンクローナ	売建	52,000.00	635,388	635,440	0.06
	ノルウェークローネ	売建	91,000.00	1,069,705	1,069,250	0.10
	デンマーククローネ	売建	43,000.00	718,616	718,530	0.07
	オーストラリアドル	売建	21,000.00	1,614,963	1,614,900	0.15
	香港ドル	売建	92,000.00	1,232,892	1,231,880	0.11
	シンガポールドル	売建	7,000.00	543,711	543,760	0.05

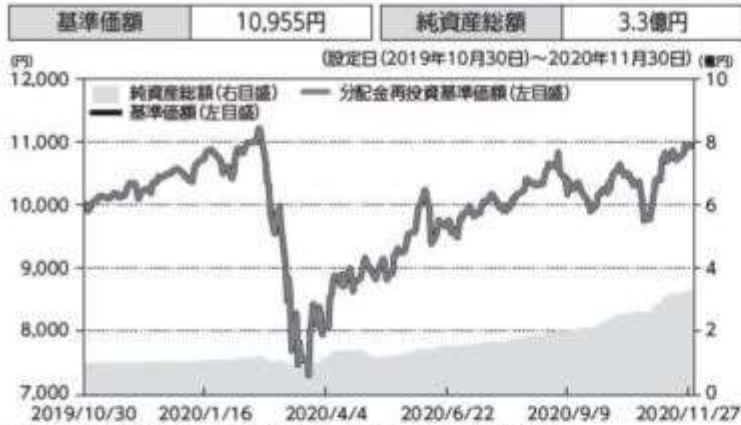
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 参考情報

## 運用実績

2020年11月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年11月25日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	86.0%
投資証券	2.1%
先物	2.2%
現金等	9.7%
合計	100.0%

## ■国・地域別配分

国・地域	組入比率
アメリカ	61.2%
イギリス	4.5%
カナダ	3.6%
フランス	3.1%
ドイツ	2.8%
その他	24.7%
合計	100.0%

## ■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	6.0%
2	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	2.1%
3	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.1%
4	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.7%
5	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品/ヘルスケア	1.5%
6	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.4%
7	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	1.3%
8	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.3%
9	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.2%
10	HOME DEPOT INC	アメリカ	小売	1.2%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。  
※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。  
※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類を基準としています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・2011年から2018年までは、対象インデックス(MSCI-KOKUSAI ESG リーダーズ指数(配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。  
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
・2019年は10月30日から12月末までの騰落率です。2020年は11月末までの騰落率です。  
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込方法  
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択  
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。  
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞  
収益分配金を自動的に再投資するコースです。  
＜分配金受取りコース（一般コース）＞  
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日  
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
・ニューヨークの銀行の休業日  
・ニューヨーク証券取引所の休業日  
・ロンドンの銀行の休業日  
・ロンドン証券取引所の休業日
- (6) 申込金額  
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (7) 申込単位  
最低単位を1円または1口単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (8) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消  
委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。  
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日  
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
・ニューヨークの銀行の休業日  
・ニューヨーク証券取引所の休業日  
・ロンドンの銀行の休業日  
・ロンドン証券取引所の休業日
- (4) 解約制限  
ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：https://www.resona-am.co.jp/

## (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

## (7) 解約単位

最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

## (9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

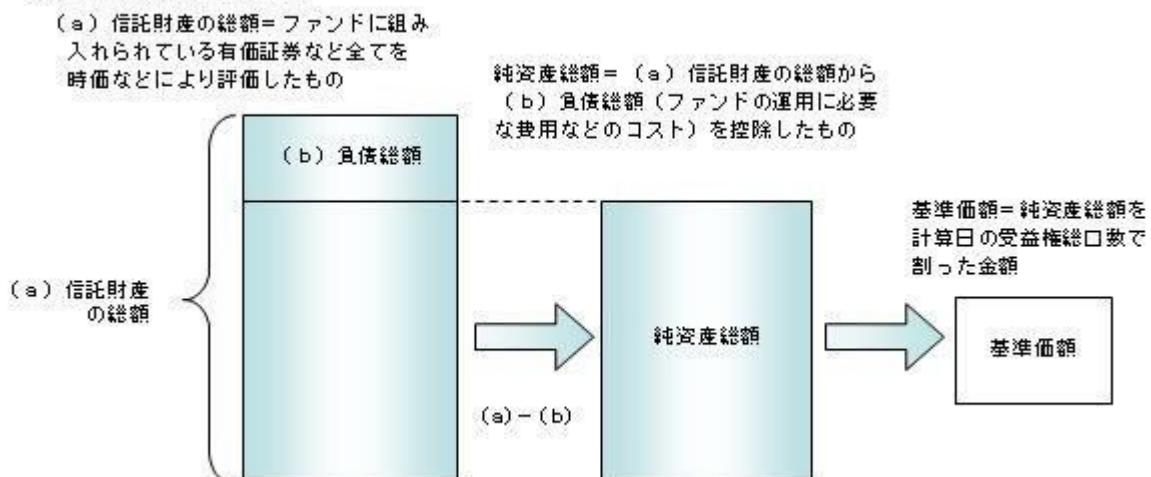
## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



## 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
    - <主な資産の評価方法>
    - マザーファンド受益証券  
基準価額計算日の基準価額で評価します。
    - 外国株式  
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
  - ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。
- 基準価額の照会方法  
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

## （2）【保管】

該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

無期限とします（2019年10月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## （4）【計算期間】

毎年11月26日から翌年11月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

## （5）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
    - イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
    - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
    - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
  - 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
  - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
    - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
    - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
    - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

### 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

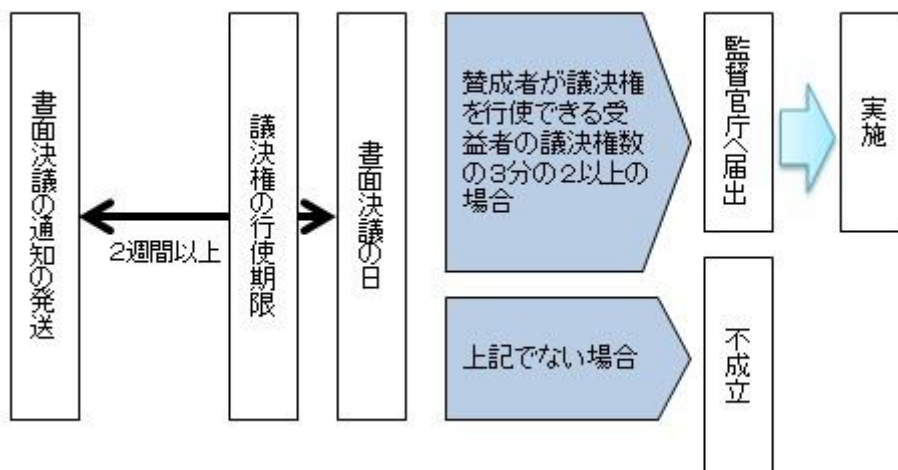
### 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

### 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を送送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行いません。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

### <書面決議の主な流れ>



### 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

### 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。



- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

#### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

##### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2019年10月30日から2020年11月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【Smart-i 先進国株式ESGインデックス】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 2020年11月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		5,183,058
親投資信託受益証券		328,834,339
未収入金		290,000
流動資産合計		334,307,397
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		4,844,261
未払受託者報酬		24,432
未払委託者報酬		293,109
未払利息		14
その他未払費用		10,283
流動負債合計		5,172,099
<b>負債合計</b>		
		5,172,099
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		299,900,755
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		29,234,543
（分配準備積立金）		30,810,553
元本等合計		329,135,298
<b>純資産合計</b>		
		329,135,298
<b>負債純資産合計</b>		
		334,307,397

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 自 2019年10月30日 至 2020年11月25日
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	31,164,339
<b>営業収益合計</b>	<b>31,164,339</b>
<b>営業費用</b>	
支払利息	324
受託者報酬	36,487
委託者報酬	437,714
その他費用	15,356
<b>営業費用合計</b>	<b>489,881</b>
営業利益又は営業損失( )	30,674,458
経常利益又は経常損失( )	30,674,458
当期純利益又は当期純損失( )	30,674,458
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	136,095
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,241,095
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,241,095
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,817,105
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,817,105
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	29,234,543

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日(2019年10月30日)から2020年11月25日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1期 2020年11月25日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	282,424,691円
期中一部解約元本額	82,523,936円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	299,900,755口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0975円
(10,000口当たり純資産額)	(10,975円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2019年10月30日 至 2020年11月25日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	2,596,252円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	28,214,301円
C 収益調整金額	323,946円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	31,134,499円
F 当ファンドの期末残存口数	299,900,755口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	1,038円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2019年10月30日 至 2020年11月25日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

### 金融商品の時価等に関する事項

第1期 2020年11月25日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2019年10月30日 至 2020年11月25日
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

## 1 有価証券に関する注記

## 売買目的有価証券

種類	第1期 自 2019年10月30日 至 2020年11月25日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	32,563,207
合計	32,563,207

## 2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	R A M先進国株式 E S Gマザーファンド	298,668,792	328,834,339	
合計		298,668,792	328,834,339	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは「RAM先進国株式ESGマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

## RAM先進国株式ESGマザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

2020年11月25日現在

資産の部	
流動資産	
預金	79,568,110
コール・ローン	1,081,804
株式	945,328,449
投資証券	23,305,859
派生商品評価勘定	6,588,587
未収入金	3,086
未収配当金	1,236,908
差入委託証拠金	38,260,805
流動資産合計	1,095,373,608
資産合計	1,095,373,608
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	27
未払解約金	290,000
未払利息	2
流動負債合計	290,029
負債合計	290,029
純資産の部	
元本等	
元本	994,621,513
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	100,462,066
元本等合計	1,095,083,579
純資産合計	1,095,083,579
負債純資産合計	1,095,373,608

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
--------------------	---



2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## (貸借対照表に関する注記)

2020年11月25日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年10月30日
期首元本額	99,920,000円
期中追加設定元本額	997,988,010円
期中一部解約元本額	103,286,497円
期末元本額	994,621,513円
期末元本の内訳	
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	695,952,721円
Smart-i 先進国株式ESGインデックス	298,668,792円
2. 計算日における受益権の総数	994,621,513口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1010円
(10,000口当たり純資産額)	(11,010円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

2020年11月25日現在

<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>
--

### 金融商品の時価等に関する事項

2020年11月25日現在	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
	ん。
2.時価の算定方法	
株式、投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
デリバティブ取引	(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてお
	ります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額
	が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額
	自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2020年11月25日現在	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 有価証券に関する注記

## 売買目的有価証券

種類	2020年11月25日現在	
	損益に含まれた評価差額（円）	
株式		102,377,450
投資証券		1,110,946
合計		103,488,396

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## 2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2020年11月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超		時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引					
	買建	122,683,787	-	129,272,229	6,588,442	
	合計	122,683,787	-	129,272,229	6,588,442	

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2020年11月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超		時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	買建	4,072,648	-	4,072,766	118	

	米ドル	3,364,169	-	3,364,256	87
	ユーロ	708,479	-	708,510	31
	合計	4,072,648	-	4,072,766	118

## (注) 時価の算定方法

## 為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES COMPANY	219	20.26	4,436.94	
	CHENIERE ENERGY INC	76	58.97	4,481.72	
	CONOCOPHILLIPS	458	44.41	20,339.78	
	EOG RESOURCES INC	255	54.42	13,877.10	
	HESS CORP	92	53.64	4,934.88	
	KINDER MORGAN INC	879	14.97	13,158.63	
	MARATHON PETROLEUM CORP	286	42.45	12,140.70	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	130	14.00	1,820.00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	300	16.78	5,034.00	
	ONEOK INC	147	37.66	5,536.02	
	PHILLIPS 66	191	67.72	12,934.52	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	55	111.35	6,124.25	

SCHLUMBERGER LTD	606	22.23	13,471.38
VALERO ENERGY CORP	136	58.49	7,954.64
WILLIAMS COS INC	525	21.96	11,529.00
AMCOR PLC	690	11.80	8,142.00
AXALTA COATING SYSTEMS LTD	71	28.74	2,040.54
BALL CORP	139	96.11	13,359.29
DUPONT DE NEMOURS INC	310	65.84	20,410.40
ECOLAB INC	107	219.31	23,466.17
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	29	115.13	3,338.77
LINDE PLC	218	256.16	55,842.88
MOSAIC CO/THE	121	23.18	2,804.78
NEWMONT CORP	337	56.87	19,165.19
NUCOR CORP	101	56.42	5,698.42
PPG INDUSTRIES INC	101	147.93	14,940.93
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	34	735.29	24,999.86
STEEL DYNAMICS INC	70	38.63	2,704.10
3M CO	240	177.08	42,499.20
ALLEGION PLC	31	116.79	3,620.49
CATERPILLAR INC	226	176.90	39,979.40
CUMMINS INC	63	234.66	14,783.58
DEERE & CO	124	261.51	32,427.24
DOVER CORP	64	126.34	8,085.76
EATON CORP PLC	169	123.25	20,829.25
FASTENAL CO	247	48.94	12,088.18
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	46	84.68	3,895.28
HOWMET AEROSPACE INC	131	25.24	3,306.44
IDEX CORP	25	194.49	4,862.25
ILLINOIS TOOL WORKS	132	212.31	28,024.92
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	318	46.66	14,837.88
LENNOX INTERNATIONAL INC	12	300.71	3,608.52
MASCO CORP	88	54.63	4,807.44
OWENS CORNING	36	74.43	2,679.48
PACCAR INC	148	90.41	13,380.68
PARKER HANNIFIN CORP	55	279.86	15,392.30
PENTAIR PLC	56	54.09	3,029.04

ROCKWELL AUTOMATION INC	50	256.81	12,840.50
ROPER TECHNOLOGIES INC	44	418.53	18,415.32
SNAP-ON INC	17	179.06	3,044.02
STANLEY BLACK & DECKER INC	66	190.74	12,588.84
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12	392.33	4,707.96
TRANE TECHNOLOGIES PLC	102	147.07	15,001.14
UNITED RENTALS INC	24	237.91	5,709.84
WW GRAINGER INC	20	420.55	8,411.00
XYLEM INC	80	97.52	7,801.60
COPART INC	91	113.20	10,301.20
IHS MARKIT LTD	161	93.62	15,072.82
NIELSEN HOLDINGS PLC	120	16.61	1,993.20
ROBERT HALF INTL INC	38	66.52	2,527.76
WASTE MANAGEMENT INC	177	120.43	21,316.11
AMERCO	3	415.28	1,245.84
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	45	94.42	4,248.90
CSX CORP	322	92.91	29,918.63
DELTA AIR LINES INC	54	41.26	2,228.04
EXPEDITORS INTL WASH INC	75	90.34	6,775.50
KANSAS CITY SOUTHERN	43	189.82	8,162.26
NORFOLK SOUTHERN CORP	108	242.52	26,192.16
UNION PACIFIC CORP	282	208.70	58,853.40
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	293	172.69	50,598.17
APTIV PLC	115	121.66	13,990.90
BORGWARNER INC	71	40.47	2,873.37
TESLA INC	306	555.38	169,946.28
GARMIN LTD	67	116.46	7,802.82
HASBRO INC	44	92.10	4,052.40
LULULEMON ATHLETICA INC	53	349.55	18,526.15
MOHAWK INDUSTRIES INC	21	134.86	2,832.06
NEWELL RUBBERMAID INC	136	21.46	2,918.56
NIKE INC -CL B	516	134.70	69,505.20
NVR INC	1	4,162.03	4,162.03
VF CORP	148	88.75	13,135.00
WHIRLPOOL CORP	30	200.22	6,006.60

ARAMARK	76	36.95	2,808.20
DARDEN RESTAURANTS INC	43	113.46	4,878.78
DOMINO'S PIZZA INC	18	383.13	6,896.34
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	122	108.94	13,290.68
MCDONALD'S CORP	309	219.71	67,890.39
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	60	81.63	4,897.80
STARBUCKS CORP	488	98.30	47,970.40
VAIL RESORTS INC	13	286.54	3,725.02
ACTIVISION BLIZZARD INC	325	75.23	24,449.75
ALPHABET INC-CL A	124	1,763.90	218,723.60
ALPHABET INC-CL C	125	1,768.88	221,110.00
CABLE ONE INC	2	1,975.00	3,950.00
DISCOVERY INC - A	55	27.20	1,496.00
DISCOVERY INC-C	111	24.47	2,716.17
ELECTRONIC ARTS INC	124	120.25	14,911.00
LIBERTY BROADBAND-C	49	158.64	7,773.36
OMNICOM GROUP	73	64.44	4,704.12
WALT DISNEY CO/THE	748	151.49	113,314.52
ADVANCE AUTO PARTS INC	23	149.83	3,446.09
BEST BUY CO INC	100	113.54	11,354.00
BOOKING HOLDINGS INC	17	2,103.45	35,758.65
BURLINGTON STORES INC	22	225.95	4,970.90
CARMAX INC	73	96.04	7,010.92
EBAY INC	298	50.53	15,057.94
EXPEDIA GROUP INC	45	125.05	5,627.25
GENUINE PARTS CO	48	101.16	4,855.68
HOME DEPOT INC	444	273.31	121,349.64
LKQ CORP	96	36.80	3,532.80
LOWE'S COS INC	313	154.96	48,502.48
MERCADOLIBRE INC	19	1,439.28	27,346.32
ROSS STORES INC	152	113.41	17,238.32
TARGET CORP	209	177.86	37,172.74
TIFFANY & CO	49	131.51	6,443.99
TJX COMPANIES INC	502	64.33	32,293.66
TRACTOR SUPPLY COMPANY	39	134.02	5,226.78

ULTA BEAUTY INC	18	284.71	5,124.78
BUNGE LTD	45	62.65	2,819.25
CAMPBELL SOUP CO	57	49.37	2,814.09
COCA-COLA CO/THE	1,687	53.22	89,782.14
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	65	44.26	2,876.90
GENERAL MILLS INC	258	60.57	15,627.06
HORMEL FOODS CORP	132	47.21	6,231.72
KELLOGG CO	114	62.47	7,121.58
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	54	186.54	10,073.16
PEPSICO INC	574	144.03	82,673.22
CLOROX COMPANY	53	199.54	10,575.62
COLGATE-PALMOLIVE CO	337	84.71	28,547.27
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	93	245.81	22,860.33
KIMBERLY-CLARK CORP	141	139.20	19,627.20
PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,018	138.31	140,799.58
ABIOMED INC	15	265.67	3,985.05
ALIGN TECHNOLOGY INC	32	475.10	15,203.20
AMERISOURCEBERGEN CORP	51	103.10	5,258.10
BECTON DICKINSON AND CO	121	229.29	27,744.09
CARDINAL HEALTH INC	98	53.97	5,289.06
CENTENE CORP	245	63.39	15,530.55
CERNER CORP	131	74.37	9,742.47
CIGNA CORP	154	210.02	32,343.08
DAVITA INC	27	109.67	2,961.09
DENTSPLY SIRONA INC	74	51.55	3,814.70
DEXCOM INC	39	313.32	12,219.48
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	261	85.61	22,344.21
HCA HEALTHCARE INC	114	155.06	17,676.84
HENRY SCHEIN INC	48	64.57	3,099.36
HOLOGIC INC	112	67.68	7,580.16
HUMANA INC	55	408.19	22,450.45
IDEXX LABORATORIES INC	36	446.83	16,085.88
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	42	198.76	8,347.92
QUEST DIAGNOSTICS INC	58	126.00	7,308.00
RESMED INC	62	206.53	12,804.86



STERIS PLC	37	190.63	7,053.31
TELADOC HEALTH INC	49	186.42	9,134.58
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	40	174.12	6,964.80
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	32	267.71	8,566.72
ABBVIE INC	729	103.96	75,786.84
AGILENT TECHNOLOGIES INC	130	114.68	14,908.40
AMGEN INC	243	220.46	53,571.78
BIOGEN INC	68	242.51	16,490.68
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	61	77.96	4,755.56
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	934	63.22	59,047.48
GILEAD SCIENCES INC	520	60.25	31,330.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	19	142.83	2,713.77
JOHNSON & JOHNSON	1,084	143.87	155,955.08
MERCK & CO. INC.	1,041	80.14	83,425.74
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	10	1,126.96	11,269.60
PERRIGO CO PLC	46	48.63	2,236.98
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	108	216.50	23,382.00
WATERS CORP	21	232.25	4,877.25
ZOETIS INC	197	161.06	31,728.82
CITIZENS FINANCIAL GROUP	142	35.06	4,978.52
COMERICA INC	46	54.59	2,511.14
EAST WEST BANCORP INC	47	46.46	2,183.62
FIFTH THIRD BANCORP	238	27.26	6,487.88
FIRST REPUBLIC BANK/CA	74	134.62	9,961.88
HUNTINGTON BANCSHARES INC	339	12.93	4,383.27
KEYCORP	326	16.75	5,460.50
M & T BANK CORP	43	123.67	5,317.81
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	142	13.52	1,919.84
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	178	140.11	24,939.58
REGIONS FINANCIAL CORP	320	16.09	5,148.80
SVB FINANCIAL GROUP	17	361.83	6,151.11
TRUIST FINANCIAL CORP	564	48.97	27,619.08
US BANCORP	568	45.40	25,787.20
ZIONS BANCORPORATION	55	41.86	2,302.30
ALLY FINANCIAL INC	125	31.07	3,883.75

AMERICAN EXPRESS CO	286	120.39	34,431.54
AMERIPRISE FINANCIAL INC	53	192.67	10,211.51
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	341	40.69	13,875.29
BLACKROCK INC	63	699.30	44,055.90
CARLYLE GROUP INC/THE	47	28.70	1,348.90
CBOE GLOBAL MARKETS INC	37	92.02	3,404.74
CME GROUP INC	150	173.18	25,977.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	133	81.60	10,852.80
EQUITABLE HOLDINGS INC	136	26.52	3,606.72
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	13	319.88	4,158.44
FRANKLIN RESOURCES INC	100	22.37	2,237.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	230	103.07	23,706.10
INVESCO LTD	131	17.13	2,244.03
MARKETAXESS HOLDINGS INC	16	518.46	8,295.36
MOODY'S CORP	71	271.58	19,282.18
NASDAQ INC	39	127.27	4,963.53
NORTHERN TRUST CORP	66	97.61	6,442.26
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	41	93.96	3,852.36
S&P GLOBAL INC	100	334.21	33,421.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	640	49.79	31,865.60
STATE STREET CORP	153	73.42	11,233.26
T ROWE PRICE GROUP INC	97	143.94	13,962.18
VOYA FINANCIAL INC	42	60.45	2,538.90
ALLSTATE CORP	134	104.88	14,053.92
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	26	94.76	2,463.76
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	367	40.98	15,039.66
AON PLC	97	207.93	20,169.21
ARCH CAPITAL GROUP LTD	136	34.55	4,698.80
ARTHUR J GALLAGHER & CO	82	116.42	9,546.44
ASSURANT INC	20	136.08	2,721.60
CHUBB LTD	189	154.75	29,247.75
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	9	230.60	2,075.40
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	120	47.53	5,703.60
LINCOLN NATIONAL CORP	65	50.91	3,309.15
LOEWS CORP	85	44.89	3,815.65

MARSH & MCLENNAN COS	213	115.10	24,516.30
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	92	52.60	4,839.20
PROGRESSIVE CORP	245	88.63	21,714.35
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	169	79.85	13,494.65
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	23	124.76	2,869.48
TRAVELERS COS INC/THE	107	136.39	14,593.73
WILLIS TOWERS WATSON PLC	55	209.00	11,495.00
CBRE GROUP INC - A	152	61.46	9,341.92
JONES LANG LASALLE INC	17	140.73	2,392.41
ACCENTURE PLC-CL A	264	250.00	66,000.00
ADOBE INC	199	462.70	92,077.30
AUTODESK INC	92	258.97	23,825.24
CADENCE DESIGN SYS INC	118	110.74	13,067.32
CITRIX SYSTEMS INC	39	122.09	4,761.51
INTL BUSINESS MACHINES CORP	369	124.42	45,910.98
INTUIT INC	108	345.20	37,281.60
MASTERCARD INC-CLASS A	369	342.39	126,341.91
MICROSOFT CORP	2,962	213.86	633,453.32
SALESFORCE.COM INC	371	260.84	96,771.64
VISA INC-CLASS A SHARES	695	209.68	145,727.60
VMWARE INC-CLASS A	28	150.51	4,214.28
WESTERN UNION CO	137	22.43	3,072.91
CISCO SYSTEMS INC	1,756	42.61	74,823.16
COGNEX CORP	58	73.46	4,260.68
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	430	11.53	4,957.90
HP INC	631	21.75	13,724.25
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	84	118.12	9,922.08
TRIMBLE INC	84	60.59	5,089.56
CENTURYLINK INC	313	10.90	3,411.70
LIBERTY GLOBAL PLC-A	55	23.20	1,276.00
LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C	131	22.39	2,933.09
VERIZON COMMUNICATIONS INC	1,709	60.64	103,633.76
AES CORP	223	21.15	4,716.45
ALLIANT ENERGY CORP	84	53.37	4,483.08
AMERICAN WATER WORKS CO INC	76	153.20	11,643.20

	CMS ENERGY CORP	96	62.31	5,981.76	
	CONSOLIDATED EDISON INC	141	78.38	11,051.58	
	DOMINION ENERGY INC	348	79.38	27,624.24	
	DTE ENERGY COMPANY	81	131.71	10,668.51	
	EDISON INTERNATIONAL	160	65.45	10,472.00	
	EVERSOURCE ENERGY	141	87.47	12,333.27	
	PINNACLE WEST CAPITAL	38	85.78	3,259.64	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	212	59.68	12,652.16	
	SEMPRA ENERGY	122	132.31	16,141.82	
	SOUTHERN CO/THE	438	61.19	26,801.22	
	WEC ENERGY GROUP INC	132	96.24	12,703.68	
	XCEL ENERGY INC	220	68.14	14,990.80	
	APPLIED MATERIALS INC	377	82.95	31,272.15	
	INTEL CORP	1,740	47.01	81,797.40	
	LAM RESEARCH CORP	60	446.44	26,786.40	
	NVIDIA CORP	253	518.31	131,132.43	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	377	159.35	60,074.95	
	米ドル 小計	54,666		6,411,995.32	(669,989,390)
カナダドル	CENOVUS ENERGY INC	349	7.02	2,449.98	
	ENBRIDGE INC	855	40.74	34,832.70	
	KEYERA CORP	73	23.23	1,695.79	
	SUNCOR ENERGY INC	683	22.99	15,702.17	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	107	81.79	8,751.53	
	B2GOLD CORP	349	6.89	2,404.61	
	FRANCO-NEVADA CORP	82	163.57	13,412.74	
	LUNDIN MINING CORP	222	9.61	2,133.42	
	NUTRIEN LTD	248	62.50	15,500.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	158	20.54	3,245.32	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	197	49.91	9,832.27	
	CAE INC	90	33.72	3,034.80	
	WSP GLOBAL INC	38	95.02	3,610.76	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	36	86.16	3,101.76	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	299	144.14	43,097.86	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	96	82.32	7,902.72	

	GILDAN ACTIVEWEAR INC	67	34.46	2,308.82
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	19	165.45	3,143.55
	DOLLARAMA INC	98	51.97	5,093.06
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	378	43.05	16,272.90
	EMPIRE CO LTD 'A'	58	36.10	2,093.80
	LOBLAW COMPANIES LTD	60	64.09	3,845.40
	METRO INC	120	60.14	7,216.80
	CANOPY GROWTH CORP	77	34.99	2,694.23
	CRONOS GROUP INC	10	10.41	104.10
	BANK OF MONTREAL	272	97.28	26,460.16
	BANK OF NOVA SCOTIA	512	64.45	32,998.40
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	190	111.06	21,101.40
	TORONTO-DOMINION BANK	756	71.18	53,812.08
	INTACT FINANCIAL CORP	64	145.56	9,315.84
	MANULIFE FINANCIAL CORP	836	22.58	18,876.88
	SUN LIFE FINANCIAL INC	254	59.58	15,133.32
	BLACKBERRY LTD	177	7.41	1,311.57
	CGI INC	77	94.42	7,270.34
	OPEN TEXT CORP	91	57.13	5,198.83
	SHOPIFY INC - CLASS A	45	1,263.38	56,852.10
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	161	60.96	9,814.56
	TELUS CORP	141	24.89	3,509.49
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	198	20.06	3,971.88
	FORTIS INC	200	52.89	10,578.00
	カナダドル 小計	8,743		489,685.94 (39,385,440)
ユーロ	GALP ENERGIA SGPS SA	166	9.81	1,629.45
	NESTE OYJ	192	57.66	11,070.72
	OMV AG	51	30.58	1,559.58
	REPSOL SA	497	8.85	4,399.44
	TENARIS SA	169	6.84	1,155.96
	TOTAL SE	1,042	38.16	39,767.93
	VOPAK	24	44.46	1,067.04
	AIR LIQUIDE SA	199	136.00	27,064.00
	AKZO NOBEL	83	87.44	7,257.52

BASF SE	386	61.05	23,565.30
CRH PLC	335	34.89	11,688.15
HEIDELBERGCEMENT AG	51	60.84	3,102.84
KONINKLIJKE DSM NV	73	136.90	9,993.70
SOLVAY SA	26	94.84	2,465.84
STORA ENSO OYJ-R SHS	195	14.08	2,746.57
SYMRISE AG	57	101.85	5,805.45
UMICORE	67	38.69	2,592.23
UPM-KYMMENE OYJ	250	27.32	6,830.00
VOESTALPINE AG	41	27.06	1,109.46
ANDRITZ AG	26	33.54	872.04
BOUYGUES SA	79	34.19	2,701.01
CNH INDUSTRIAL NV	356	9.47	3,372.03
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	233	40.59	9,457.47
EIFFAGE	29	86.40	2,505.60
KINGSPAN GROUP PLC	52	70.05	3,642.60
MTU AERO ENGINES AG	18	208.80	3,758.40
SCHNEIDER ELECTRIC SE	234	118.25	27,670.50
SIEMENS AG-REG	319	112.96	36,034.24
WARTSILA OYJ ABP	148	8.54	1,263.92
TELEPERFORMANCE	26	271.70	7,064.20
WOLTERS KLUWER	116	69.88	8,106.08
FRAPORT AG FRANKFURT AIRPORT	2	49.96	99.92
GETLINK	155	14.66	2,272.30
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	144	76.89	11,072.16
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	20	57.90	1,158.00
MICHELIN (CGDE)	77	110.10	8,477.70
PIRELLI & C SPA	25	4.26	106.70
VALEO SA	81	32.63	2,643.03
ADIDAS AG	81	279.80	22,663.80
ESSILORLUXOTTICA	125	118.00	14,750.00
KERING	33	604.40	19,945.20
SEB SA	8	146.10	1,168.80
ACCOR SA	67	31.70	2,123.90
JC DECAUX SA	3	19.41	58.23

PUBLICIS GROUPE	77	39.36	3,030.72
SES	142	8.27	1,175.19
TELENET GROUP HOLDING NV	4	33.84	135.36
UBISOFT ENTERTAINMENT	32	76.86	2,459.52
DELIVERY HERO SE	58	95.00	5,510.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	476	27.98	13,318.48
PROSUS NV	205	92.56	18,974.80
CARREFOUR SA	210	13.56	2,848.65
COLRUYT SA	20	48.41	968.20
JERONIMO MARTINS	85	13.94	1,185.32
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	472	23.34	11,016.48
METRO AG	8	7.99	63.95
DANONE	268	51.64	13,839.52
KERRY GROUP PLC-A	70	114.80	8,036.00
BEIERSDORF AG	34	94.04	3,197.36
HENKEL AG & CO KGAA	35	77.90	2,726.50
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	60	87.64	5,258.40
L'OREAL	105	295.90	31,069.50
UNILEVER NV	601	48.50	29,148.50
KONINKLIJKE PHILIPS NV	383	42.69	16,350.27
SARTORIUS AG-VORZUG	16	354.40	5,670.40
MERCK KGAA	55	130.50	7,177.50
ORION OYJ-CLASS B	35	39.31	1,375.85
UCB SA	59	91.06	5,372.54
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	2,955	3.77	11,158.08
BANKINTER SA	225	4.37	985.27
CAIXABANK S.A	1,198	2.28	2,736.23
COMMERZBANK AG	341	5.47	1,866.63
CREDIT AGRICOLE SA	395	9.82	3,879.69
ERSTE GROUP BANK AG	95	24.19	2,298.05
ING GROEP NV-CVA	1,648	8.60	14,172.80
INTESA SANPAOLO	7,189	1.91	13,774.12
KBC GROEP NV	121	60.62	7,335.02
AMUNDI SA	22	68.00	1,496.00
DEUTSCHE BOERSE AG	81	132.55	10,736.55

	EURAZEO	2	53.95	107.90
	NATIXIS	41	2.70	110.82
	WENDEL	10	95.25	952.50
	AEGON NV	609	3.23	1,968.89
	ALLIANZ SE-REG	174	199.98	34,796.52
	ASSICURAZIONI GENERALI	502	14.38	7,218.76
	AXA SA	837	19.69	16,480.53
	CNP ASSURANCES	7	13.77	96.39
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	59	242.00	14,278.00
	NN GROUP NV	97	35.17	3,411.49
	DEUTSCHE WOHNEN SE	154	40.46	6,230.84
	ATOS SE	34	73.76	2,507.84
	DASSAULT SYSTEMES SA	58	150.00	8,700.00
	SAP SE	433	98.30	42,563.90
	ELISA OYJ	48	44.79	2,149.92
	KONINKLIJKE KPN NV	1,207	2.48	2,996.98
	ORANGE	892	10.32	9,205.44
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	358	2.30	824.83
	TELEFONICA SA	2,194	3.59	7,880.84
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	1,274	4.43	5,647.64
	ENEL SPA	3,404	8.41	28,654.87
	IBERDROLA SA	2,478	11.27	27,939.45
	NATURGY ENERGY GROUP SA	99	19.83	1,963.17
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	145	17.05	2,472.25
	ASML HOLDING NV	175	358.90	62,807.50
	ユーロ 小計	39,432		910,173.73 (113,134,594)
英債券	CRODA INTERNATIONAL PLC	43	58.60	2,519.80
	JOHNSON MATTHEY PLC	65	22.61	1,469.65
	MONDI PLC	162	16.69	2,704.59
	DCC PLC	33	55.58	1,834.14
	FERGUSON PLC	100	82.58	8,258.00
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	25	109.65	2,741.25
	RELX PLC	828	17.45	14,448.60
	RENTOKIL INITIAL PLC	864	4.86	4,204.22



BARRATT DEVELOPMENTS PLC	342	6.44	2,205.21
BERKELEY GROUP HOLDINGS	42	47.75	2,005.50
BURBERRY GROUP PLC	136	16.84	2,290.92
TAYLOR WIMPEY PLC	1,224	1.64	2,014.70
COMPASS GROUP PLC	804	13.77	11,071.08
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	58	46.96	2,723.68
WHITBREAD PLC	67	32.87	2,202.29
INFORMA PLC	515	5.56	2,865.46
PEARSON PLC	259	6.52	1,690.75
WPP PLC	418	7.55	3,156.73
JD SPORTS FASHION PLC	145	7.60	1,102.00
KINGFISHER PLC	701	2.77	1,945.27
NEXT PLC	65	68.08	4,425.20
SAINSBURY (J) PLC	600	2.19	1,319.40
TESCO PLC	4,383	2.27	9,953.79
WM MORRISON SUPERMARKETS	813	1.84	1,497.95
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	112	21.28	2,383.36
COCA-COLA HBC AG-DI	61	22.24	1,356.64
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	297	63.10	18,740.70
UNILEVER PLC	488	43.40	21,179.20
NMC HEALTH PLC	5	0.00	0.00
SMITH & NEPHEW PLC	400	14.23	5,694.00
GLAXOSMITHKLINE PLC	2,094	13.80	28,897.20
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	58	26.01	1,508.58
STANDARD CHARTERED PLC	1,250	4.70	5,875.00
3I GROUP PLC	460	10.81	4,972.60
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	137	76.16	10,433.92
SCHRODERS PLC	42	31.60	1,327.20
STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	764	2.79	2,133.85
AVIVA PLC	1,822	3.37	6,154.71
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	2,749	2.71	7,474.53
PRUDENTIAL PLC	1,129	12.57	14,191.53
RSA INSURANCE GROUP PLC	348	6.76	2,353.17
SAGE GROUP PLC/THE	364	5.79	2,109.74
BT GROUP PLC	4,257	1.25	5,331.89

	NATIONAL GRID PLC	1,490	9.11	13,585.82
	SSE PLC	461	13.97	6,440.17
	英ポンド 小計	31,480		252,793.99 (35,300,152)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	62	18.42	1,142.04
	GIVAUDAN-REG	4	3,592.00	14,368.00
	SIKA AG-REG	60	228.30	13,698.00
	ABB LTD-REG	775	24.24	18,786.00
	ADECCO SA-REG	49	54.08	2,649.92
	SGS SA-REG	2	2,613.00	5,226.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	18	199.70	3,594.60
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	226	78.26	17,686.76
	CHOCOLAFABRIKEN LINDT-PC	1	7,665.00	7,665.00
	ALCON INC	208	57.40	11,939.20
	SONOVA HOLDING AG-REG	18	218.30	3,929.40
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	3	1,048.00	3,144.00
	LONZA GROUP AG-REG	31	551.60	17,099.60
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	289	300.55	86,858.95
	SWISS RE AG	126	85.56	10,780.56
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	63	377.80	23,801.40
SWISSCOM AG-REG	12	474.00	5,688.00	
	スイスフラン 小計	1,947		248,057.43 (28,464,590)
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	91	297.60	27,081.60
	SVENSKA CELLULOZA AB SCA-B	203	137.70	27,953.10
	ASSA ABLOY AB-B	447	212.80	95,121.60
	ATLAS COPCO AB-A SHS	293	440.90	129,183.70
	ATLAS COPCO AB-B SHS	180	384.40	69,192.00
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	50	218.20	10,910.00
	SANDVIK AB	505	195.70	98,828.50
	SKANSKA AB-B SHS	114	209.00	23,826.00
	SKF AB-B SHARES	127	214.60	27,254.20
	ELECTROLUX AB-SER B	76	204.40	15,534.40
	HUSQVARNA AB-B SHS	141	90.40	12,746.40
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	378	188.05	71,082.90

	ICA GRUPPEN AB	34	400.40	13,613.60	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	263	260.10	68,406.30	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	746	93.40	69,676.40	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	721	87.90	63,375.90	
	KINNEVIK AB - B	81	395.90	32,067.90	
	TELE2 AB-B SHS	168	108.00	18,144.00	
	TELIA CO AB	823	36.69	30,195.87	
	スウェーデンクローナ 小計	5,441		904,194.37	(11,067,339)
ノルウェーク ローネ	EQUINOR ASA	482	148.65	71,649.30	
	NORSK HYDRO ASA	466	37.63	17,535.58	
	SCHIBSTED ASA-B SHS	35	311.80	10,913.00	
	MOWI ASA	140	176.95	24,773.00	
	ORKLA ASA	239	84.04	20,085.56	
	TELENOR ASA	353	151.70	53,550.10	
	ノルウェークローネ 小計	1,715		198,506.54	(2,332,451)
デンマークク ローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	36	603.00	21,708.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	97	352.90	34,231.30	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	86	1,192.00	102,512.00	
	PANDORA A/S	34	623.20	21,188.80	
	COLOPLAST-B	53	909.00	48,177.00	
	DEMANT A/S	37	218.30	8,077.10	
	GN STORE NORD A/S	43	473.10	20,343.30	
	GENMAB A/S	28	2,210.00	61,880.00	
	H LUNDBECK A/S	3	189.90	569.70	
	NOVO NORDISK A/S-B	715	412.80	295,152.00	
	TRYG A/S	41	175.80	7,207.80	
	ORSTED A/S	81	1,063.00	86,103.00	
	デンマーククローネ 小計	1,254		707,150.00	(11,809,405)
オーストラリア ドル	ORIGIN ENERGY LTD	585	5.05	2,954.25	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	466	22.64	10,550.24	
	BLUESCOPE STEEL LTD	168	17.18	2,886.24	
	EVOLUTION MINING LTD	540	4.99	2,694.60	

	FORTESCUE METALS GROUP LTD	771	18.09	13,947.39	
	NEWCREST MINING LTD	372	26.60	9,895.20	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	247	12.72	3,141.84	
	ORICA LTD	135	17.24	2,327.40	
	BRAMBLES LTD	741	10.96	8,121.36	
	AURIZON HOLDINGS LTD	647	4.17	2,697.99	
	SYDNEY AIRPORT	447	6.85	3,061.95	
	TRANSURBAN GROUP	1,229	14.65	18,004.85	
	SEEK LTD	116	26.18	3,036.88	
	COLES GROUP LTD	634	18.03	11,431.02	
	COCA-COLA AMATIL LTD	148	12.59	1,863.32	
	COCHLEAR LTD	22	227.52	5,005.44	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	61	65.08	3,969.88	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	1,227	22.97	28,184.19	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	745	81.16	60,464.20	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,376	23.33	32,102.08	
	ASX LTD	95	77.28	7,341.60	
	MACQUARIE GROUP LTD	148	139.61	20,662.28	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	777	5.25	4,079.25	
	SUNCORP GROUP LTD	424	9.90	4,197.60	
	LENDLEASE GROUP	224	14.49	3,245.76	
	COMPUTERSHARE LTD	162	14.14	2,290.68	
	TELSTRA CORP LTD	1,395	3.12	4,352.40	
	APA GROUP	394	10.59	4,172.46	
	AUSNET SERVICES	621	1.90	1,179.90	
	オーストラリアドル 小計	14,917		277,862.25	(21,387,057)
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	444	7.66	3,401.04	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	197	34.05	6,707.85	
	RYMAN HEALTHCARE LTD	145	14.33	2,077.85	
	MERCURY NZ LTD	43	5.84	251.12	
	MERIDIAN ENERGY LTD	460	5.98	2,750.80	
	ニュージーランドドル 小計	1,289		15,188.66	(1,106,949)
香港ドル	MTR CORP	523	42.40	22,175.20	

	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,242	24.65	30,615.30	
	HANG SENG BANK LTD	361	132.80	47,940.80	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	511	392.00	200,312.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	172	45.75	7,869.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	404	23.75	9,595.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	1,289	10.32	13,302.48	
	PCCW LTD	1,452	4.77	6,926.04	
	CLP HOLDINGS LTD	739	73.50	54,316.50	
	HONG KONG & CHINA GAS	4,790	12.08	57,863.20	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	103	92.10	9,486.30	
	香港ドル 小計	11,586		460,401.82	(6,206,216)
シンガポールド ル	KEPPEL CORP LTD	509	5.33	2,712.97	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	487	4.41	2,147.67	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	12	21.24	254.88	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	788	25.60	20,172.80	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	538	23.60	12,696.80	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	280	9.17	2,567.60	
	CAPITALAND LTD	905	3.17	2,868.85	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	168	7.97	1,338.96	
	UOL GROUP LTD	393	7.70	3,026.10	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	3,914	2.51	9,824.14	
	シンガポールドル 小計	7,994		57,610.77	(4,487,878)
イスラエルシュ ケル	BANK HAPUALIM BM	368	22.80	8,390.40	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	471	19.58	9,222.18	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	46	72.55	3,337.30	
	イスラエルシュケル 小計	885		20,949.88	(656,988)
	合 計	181,349		945,328,449	(945,328,449)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	56	9,092.16	
		AMERICAN TOWER CORP	185	42,191.10	
		BOSTON PROPERTIES INC	50	5,221.50	
		EQUINIX INC	37	25,618.06	
		EQUITY RESIDENTIAL	166	10,172.48	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	244	7,507.88	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	238	3,529.54	
		IRON MOUNTAIN INC	97	2,578.26	
		PROLOGIS INC	310	30,631.10	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	48	13,434.72	
		UDR INC	100	4,014.00	
		WELLTOWER INC	183	11,981.01	
		WEYERHAEUSER CO	329	9,619.96	
		米ドル 小計	2,043	175,591.77 (18,347,584)	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	29	1,479.87	
FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN		8	129.36		
	カナダドル 小計	37	1,609.23 (129,430)		
ユーロ	COVIVIO	19	1,424.05		
	GECINA SA	16	2,060.80		
	KLEPIERRE	20	379.60		
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	49	3,065.44		
	ユーロ 小計	104	6,929.89 (861,385)		
英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	298	1,458.11		
	LAND SECURITIES GROUP PLC	238	1,701.46		
	SEGRO PLC	568	5,152.89		
	英ポンド 小計	1,104	8,312.46 (1,160,751)		
オーストラリアドル	DEXUS	368	3,621.12		
	GOODMAN GROUP	755	13,967.50		
	GPT GROUP	659	3,070.94		

	MIRVAC GROUP	1,329	3,455.40	
	STOCKLAND	805	3,582.25	
	VICINITY CENTRES	1,306	2,187.55	
	オーストラリアドル 小計	5,222	29,884.76 (2,300,229)	
シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	1,067	3,243.68	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,629	3,258.00	
	シンガポールドル 小計	2,696	6,501.68 (506,480)	
合計			23,305,859 (23,305,859)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 274銘柄	97.3%		69.3%
	投資証券 13銘柄		2.7%	1.9%
カナダドル	株式 40銘柄	99.7%		4.1%
	投資証券 2銘柄		0.3%	0.0%
ユーロ	株式 104銘柄	99.2%		11.7%
	投資証券 4銘柄		0.8%	0.1%
英ポンド	株式 45銘柄	96.8%		3.6%
	投資証券 3銘柄		3.2%	0.1%
スイスフラン	株式 17銘柄	100.0%		2.9%
スウェーデンクローナ	株式 19銘柄	100.0%		1.1%
ノルウェークローネ	株式 6銘柄	100.0%		0.2%
デンマーククローネ	株式 12銘柄	100.0%		1.2%
オーストラリアドル	株式 29銘柄	90.3%		2.2%
	投資証券 6銘柄		9.7%	0.2%
ニュージーランドドル	株式 5銘柄	100.0%		0.1%
香港ドル	株式 11銘柄	100.0%		0.6%
シンガポールドル	株式 10銘柄	89.9%		0.5%

	投資証券	2銘柄		10.1%	0.1%
イスラエルシュケル	株式	3銘柄	100.0%		0.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。



## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年11月30日現在です。

### 【Smart-i 先進国株式ESGインデックス】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	333,563,346円
負債総額	400,947円
純資産総額（ - ）	333,162,399円
発行済口数	304,106,670口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0955円

（参考）

### RAM先進国株式ESGマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	1,097,819,797円
負債総額	1,959円
純資産総額（ - ）	1,097,817,838円
発行済口数	998,819,394口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0991円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

## (1) 資本金の額

2020年11月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

## 過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2017年7月7日	1,000,000,000円（490,000,000円）

## (2) 委託会社の機構（2020年11月末現在）

## 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

## 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

## PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

## DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

## CHECK：検証 ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門

にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2020年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	83	858,714
単位型株式投資信託	6	113,738
合計	89	972,453

## 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第6期事業年度に係る中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

	（単位：千円）	
	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
資産の部		
流動資産		
預金	1,344,092	2,211,091
前払費用	21,505	186,739
未収入金	238	247
未収委託者報酬	369,524	810,183
未収運用受託報酬	-	1,261,327
未収投資助言報酬	38,188	418,494
流動資産計	1,773,550	4,888,083
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 2,791	4,325
器具備品	1 9,167	11,668
有形固定資産計	11,958	15,993
無形固定資産		
ソフトウェア	29,501	18,733

無形固定資産計	29,501	18,733
投資その他の資産		
投資有価証券	599	7,975
長期前払費用	1,416	416
繰延税金資産	34,080	72,304
投資その他の資産計	36,097	80,969
固定資産計	77,557	115,424
資産合計	1,851,107	5,003,507

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	87,317	311,378
その他未払金	2 163,133	760,759
未払費用	23,612	85,094
未払法人税等	17,310	192,367
未払消費税等	39,930	287,966
預り金	444	1,648
賞与引当金	36,596	96,675
流動負債計	368,344	1,735,890
負債合計	368,344	1,735,890
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,236	1,778,051
利益剰余金計	7,236	1,778,051
株主資本計	1,482,763	3,268,051
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	433
評価・換算差額等計	0	433
純資産合計	1,482,762	3,267,617
負債・純資産合計	1,851,107	5,003,507

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,786,724	3,170,025
運用受託報酬	-	1,201,400
投資助言報酬	35,360	1,166,500

営業収益計		1,822,084	5,537,925
営業費用			
支払手数料		437,713	1,050,201
広告宣伝費		48,845	63,238
調査費			
調査費		192,459	500,578
委託調査費		199,514	128,044
委託計算費		149,138	188,413
営業雑経費			
印刷費		49,857	68,686
協会費		3,294	5,690
販売促進費		5,915	5,255
その他		42,522	55,169
営業費用計		1,129,261	2,065,279
一般管理費			
給料			
役員報酬		65,787	82,651
給料・手当		216,403	490,014
賞与		18,883	3,982
賞与引当金繰入額		36,596	132,198
旅費交通費		8,181	13,634
租税公課		14,129	48,964
不動産賃借料		23,852	48,771
固定資産減価償却費		15,147	16,096
諸経費		72,402	119,502
一般管理費計		471,383	955,815
営業利益		221,439	2,516,831
営業外収益			
受取配当金		-	23
投資有価証券売却益		176	73
雑収入		2	46
営業外収益計		179	142
営業外費用			
雑損失		-	13
営業外費用計		-	13
経常利益		221,618	2,516,960
税引前当期純利益		221,618	2,516,960
法人税、住民税及び事業税	1	49,931	769,705
法人税等調整額		7,606	38,032
法人税等計		57,538	731,672
当期純利益		164,079	1,785,287

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	171,316	171,316	1,318,683

当期変動額						
当期純利益				164,079	164,079	164,079
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	164,079	164,079	164,079
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	7,236	7,236	1,482,763

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	1,318,695
当期変動額			
当期純利益			164,079
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	11	11	11
当期変動額合計	11	11	164,067
当期末残高	0	0	1,482,762

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	7,236	7,236	1,482,763
当期変動額						
当期純利益				1,785,287	1,785,287	1,785,287
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	1,785,287	1,785,287	1,785,287
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	1,778,051	1,778,051	3,268,051

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	1,482,762
当期変動額			
当期純利益			1,785,287
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	433	433	433
当期変動額合計	433	433	1,784,854
当期末残高	433	433	3,267,617

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 3～20年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## 賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

## (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

## (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し、認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額



	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	540千円	885千円
器具備品	6,957千円	11,323千円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
流動負債		
その他未払金	44,766千円	616,704千円

(注) 当該金額は、連結納税親会社と受払いする金額であります。

### (損益計算書関係)

#### 1 関係会社に対する主な取引

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	44,766千円	616,720千円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	-	-	3,960,000

#### 2 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	-	-	3,960,000

#### 2 配当に関する事項

該当事項はありません。

### (金融商品関係)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れ管理しております。

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,344,092	1,344,092	-
未収委託者報酬	369,524	369,524	-
未収投資助言報酬	38,188	38,188	-
資産計	1,751,805	1,751,805	-
未払手数料	87,317	87,317	-
その他未払金	163,133	163,133	-
負債計	250,451	250,451	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	2,211,091	2,211,091	-
未収委託者報酬	810,183	810,183	-
未収運用受託報酬	1,261,327	1,261,327	-
未収投資助言報酬	418,494	418,494	-
資産計	4,701,096	4,701,096	-
未払手数料	311,378	311,378	-
その他未払金	760,759	760,759	-
負債計	1,072,138	1,072,138	-

## 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

未払手数料、その他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	11,202千円	29,592千円
未払事業所税	341千円	655千円
未払事業税	3,323千円	33,577千円
未確定債務	913千円	757千円
減価償却超過額	5,341千円	3,944千円
税務上の繰越欠損金(*1)	54,381千円	3,586千円
その他有価証券評価差額金	0千円	191千円
その他	1,399千円	-
繰延税金資産小計	76,903千円	72,304千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*1)	37,635千円	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,186千円	-
評価性引当額小計	42,822千円	-
繰延税金資産合計	34,080千円	72,304千円

繰延税金資産の純額 34,080千円 72,304千円

( \* 1 ) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	54,381千円	54,381千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	37,635千円	37,635千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	16,746千円	16,746千円

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	3,586千円	3,586千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	3,586千円	3,586千円

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

法定実効税率	30.61%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.43%
評価性引当額の増減	3.23%
その他	1.89%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.96%

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

法定実効税率	30.61%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01%
住民税均等割	0.09%
その他	1.64%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.07%

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称: 株式会社りそな銀行の資産運用事業に関して有する権利義務の一部

事業の内容: 法人・機関投資家向け資産運用サービスの提供

企業結合日

2020年1月1日

企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行(当社の親会社の連結子会社)を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

結合後の名称

りそなアセットマネジメント株式会社

その他取引の概要に関する事項

法人・機関投資家向けとリテール向けで分かれていた運用機能集約による運用サービスの向上を図ることを目的とし、法人・機関投資家向けに高品質の運用サービスを提供する株式会社りそな銀行が資産運用事業に関して有する権利義務の一部を分割し、バランスファンド・ファンドラップ専用投資信託・インデックスファンド等を中心に、リテール向けに業容拡大を図ってきた当社へ、発展的に統合するものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	2,218,664

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,472	持株会社としての経営管理	(直接)100%	連結納税	連結納税に係る個別帰属額(注1)	44,766	その他未払金	44,766

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)(注4)
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	-	投資信託の販売委託投資助言投資一任	支払手数料(注3)	340,304	未払手数料	72,673
							委託調査費(注1)(注2)	130,062	その他未払金	51,486

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言の費用については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資一任の費用については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

## ( 1 ) 親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 りそなホールディングス	東京都 江東区	50,472	持株会社 としての 経営管理	(直接) 100%	連結納税	連結納税 に係る 個別帰属額 (注1)	616,720	その他 未払金	616,704

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

## ( 2 ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	-	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬(注2) 投資助言 報酬(注1) 支払手数料 (注3)	1,159,040 1,059,624 706,067	未収運用 受託報酬 未収投資 助言報酬 未払 手数料	1,224,680 350,629 203,372

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

## ( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	374円43銭	825円15銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失( )	41円43銭	450円83銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	164,079	1,785,287
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失( )(千円)	164,079	1,785,287
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000	3,960,000

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

## (1)中間貸借対照表

(単位:千円)

		第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)	
資産の部			
流動資産			
預金			2,260,421
前払費用			147,264
未収入金			247
未収委託者報酬			763,034
未収運用受託報酬			2,414,786
未収投資助言報酬			405,399
流動資産計			5,991,153
固定資産			
有形固定資産			
建物	1		4,437
器具備品	1		18,016
有形固定資産計			22,454
無形固定資産			
ソフトウェア			13,023
無形固定資産計			13,023
投資その他の資産			
投資有価証券			12,358
繰延税金資産			87,613
投資その他の資産計			99,972
固定資産計			135,449
資産合計			6,126,603

(単位:千円)

		第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)	
負債の部			
流動負債			
未払金			
未払手数料			274,799
その他未払金			678,644
未払費用			92,385
未払法人税等			153,032
未払消費税等	2		186,565
賞与引当金			167,456
預り金			824
流動負債計			1,553,708
負債合計			1,553,708
純資産の部			

株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	490,000
資本剰余金計	490,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,082,368
利益剰余金計	3,082,368
株主資本計	4,572,368
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	526
評価・換算差額等計	526
純資産合計	4,572,895
負債・純資産合計	6,126,603

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,615,328
運用受託報酬	2,227,738
投資助言報酬	403,885
営業収益計	4,246,952
営業費用	
支払手数料	527,367
広告宣伝費	17,661
調査費	
調査費	597,857
委託調査費	51,583
図書費	270
委託計算費	98,908
事務委託費	11,940
営業雑経費	
印刷費	32,679
協会費	2,573
諸会費	1,510
その他	30,051
営業費用計	1,372,402
一般管理費	
給料	
役員報酬	55,705
給料・手当	533,076
賞与	9,130
賞与引当金繰入額	167,456
旅費交通費	1,630
租税公課	33,348
不動産賃借料	48,858
固定資産減価償却費	9,288



諸経費	131,422
一般管理費計	989,916
営業利益	1,884,632
営業外収益	
受取配当金	50
雑収入	311
営業外収益計	361
営業外費用	
投資有価証券売却損	277
営業外費用計	277
経常利益	1,884,716
税引前中間純利益	1,884,716
法人税、住民税及び事業税	596,131
法人税等調整額	15,732
法人税等計	580,399
中間純利益	1,304,317

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第6期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	1,778,051	1,778,051	3,268,051
当中間期変動額						
当中間純利益				1,304,317	1,304,317	1,304,317
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	-	1,304,317	1,304,317	1,304,317
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	3,082,368	3,082,368	4,572,368

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	433	433	3,267,617
当中間期変動額			
当中間純利益			1,304,317
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	960	960	960
当中間期変動額合計	960	960	1,305,277
当中間期末残高	526	526	4,572,895

## （重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 3～20年

### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

### 賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

## 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

### (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日)
建物	1,112千円
器具備品	14,674千円

#### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

### (中間損益計算書関係)

#### 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日)
有形固定資産	3,578千円
無形固定資産	5,710千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第6期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,960,000	-	-	3,960,000

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第6期中間会計期間（2020年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	2,260,421	2,260,421	-
（2）未収委託者報酬	763,034	763,034	-
（3）未収運用受託報酬	2,414,786	2,414,786	-
（4）未収投資助言報酬	405,399	405,399	-
資産計	5,843,641	5,843,641	-
（1）未払手数料	274,799	274,799	-
（2）その他未払金	678,644	678,644	-
負債計	953,443	953,443	-

金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（セグメント情報等）

第6期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	2,445,827

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	1,154円77銭
1株当たり中間純利益金額	329円37銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益(千円)	1,304,317
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	1,304,317
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000

## (重要な後発事象)

第6期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつ

て、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2020年7月27日現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

#### (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## 3【資本関係】

- ( 1 ) 受託会社  
該当事項はありません。
- ( 2 ) 販売会社  
該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 7月29日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 7月29日	半期報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	信之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑中	建二	印

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。



# 独立監査人の監査報告書

2021年1月21日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSmart-i 先進国株式ESGインデックスの2019年10月30日から2020年11月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Smart-i 先進国株式ESGインデックスの2020年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

りそなアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	信之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑中	建二	印

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。